

(用濟後燒却)

軍事機密

(紙數 六枚)

昭和二十年八月十八日陸軍省調製

陸機密第三六九號

内地(甲)

帝國陸軍復員要領細則規定ノ件達

關係陸軍部隊

帝國陸軍復員要領細則左ノ通定ム

昭和二十年八月十八日

陸軍大臣 稔 彦 王

帝國陸軍復員要領細則

第一條 本細則ハ帝國陸軍復員要領以下要領ト略稱シ復員トアルハ復歸及陸軍平時編制部隊ノ閉鎖ヲ含ムニ基キ實施ニ關スル事

項ヲ規定ス

本細則ニ規定セサル事項ニ關シテハ復員管理官適宜之ヲ規定スルモノトス

外地部隊ノ復員ニ關シテハ別ニ之ヲ示ス

第二條 復員部隊ニ屬スル 御眞影勅諭勅語及軍旗ノ御處理ニ關シテハ昭和二十

年陸機密第三六二號陸機密電第六九號及陸機密第三六五號(陸機密電第七二號)ノ

趣旨ニ據リ復員管理官ノ定ムル所ニ從ヒ適宜善處スルモノトス

前項ニ據リ御處理ヲ終了シタルトキハ其ノ旨軍旗ヲ奉持スル部隊ニ在リテハ軍旗ノ寫眞及簡單ナル略歴ト共ニ速ニ陸軍大臣ニ報告スル

(用済後焼却)

軍事機密

(紙數 六枚)

昭和二十年八月十八日陸軍省調製

陸機密第三六九號

内地(甲)

帝國陸軍復員要領細則規定ノ件達

關係陸軍部隊

帝國陸軍復員要領細則左ノ通定ム

昭和二十年八月十八日

陸軍大臣 稔 彦 王

帝國陸軍復員要領細則

第一條

本細則ハ帝國陸軍復員要領

以下要領下略稱シ復員トアルハ復歸及陸軍平時編制部隊ノ閉鎖ヲ含ム

ニ基キ實施ニ關スル事

項ヲ規定ス

本細則ニ規定セザル事項ニ關シテハ復員管理官適宜之ヲ規定スルモノトス

正 誤

昭和二十年八月十八日

陸軍省副官

昭和二十年陸機密第三六九號第二條第二項中割註ハ左ノ誤

ニ付正誤ス

「軍旗ヲ奉持スル部隊ニ在リテハ軍速ニ陸軍大臣ニ
旗ノ寫眞及簡單ナル略歴ト共ニ」

0326

0325

モノトス

第三條 要領實施ニ方リテハ承諾必謹タル皇軍ノ眞姿ヲ顯現シ且各級指揮官ハ精

神教育ノ徹底ヲ期スルモノトス

第四條 復員管理官ハ當該部隊所屬最高指揮官第一飛行師團ニ在リテハ當該師團長
トシ北部軍管區司令官之ヲ區處ス

施ノ時期ニ關シ特ニ定ムルモノ左ノ如

1 復員實施ニ方リテハ成ルヘク社會

共ニ輸送能力ヲモ勘案ノ上整齊タル

2 大本營陸軍部、陸軍省、教育總監部、陸

部總軍司令部、航空總軍司令部、航空軍

司令部、師管區步兵及通信補充隊、航空

鐵道司令部、停車場司令部、大本營陸軍

軍高等軍法會議、陸軍留守業務部、聯隊

ノ復員實施ハ當分ノ間之ヲ行ハサル

3 前號以外ノ部隊ニ在リテハ別ニ示

ルモノトシ其ノ實施ノ時期ニ關シテ

0327

0328

モノトス

第三條 要領實施ニ方リテハ承諾必謹タル皇軍ノ眞姿ヲ顯現シ且各級指揮官ハ精神教育ノ徹底ヲ期スルモノトス

第四條

指揮官トシ復員部隊ノ復員順序及復員實

施ノ時期ニ關シ特ニ定ムルモノ左ノ如シ

1 復員實施ニ方リテハ成ルヘク社會的不安ヲ惹起セシメサル如ク考慮スルト共ニ輸送能力ヲモ勘案ノ上整齊タル實施ニ努ムルモノトス

2 大本營陸軍部、陸軍省、教育總監部、陸軍兵器行政本部、同隸下作業廳、陸軍航空本部、總軍司令部、航空總軍司令部、航空軍司令部、軍管區司令部、近衛第一師團、師管區司令部、師管區步兵及通信補充隊、航空師團司令部、船舶司令部、船舶輸送諸部、内地鐵道司令部、停車場司令部、大本營陸軍通信隊、憲兵部隊、俘虜情報局、俘虜收容所、陸軍高等軍法會議、陸軍留守業務部、聯隊區司令部、陸軍補給諸廠及陸軍東京經理部ノ復員實施ハ當分ノ間之ヲ行ハサルモノトシ其ノ時期ニ關シテハ別ニ示ス
3 前號以外ノ部隊ニ在リテハ別ニ示スモノノ外復員管理官ニ於テ之ヲ規定スルモノトシ其ノ實施ノ時期ニ關シテハ別ニ之ヲ示ス

陸軍部
陸軍省
陸軍省
陸軍省

陸軍部

0327

0328

第百

第百

附録

4

第一第二總軍司令官及第五方面軍司令官ノ各右兩軍毎ニ精銳ナル一兵團ヲ
別ニ示ス時期迄殘置シ治安警備ノ後據タラシムルモノトス

但シ學校、小部隊又ハ編成途上ノ部隊等ニシテ全般ノ情勢上速ニ復員スルヲ適當
トシ且軍需品ノ處理及輸送業務處理等ニ大ナル關係ナク復員ヲ實施シ得ルモノ
ハ此ノ限りニアラス

第

第

第

0329

0330

4

第十第二總軍司令官及第五方面軍司令官ハ各方面軍毎ニ精銳ナル一兵團ヲ別ニ示ス時期迄殘置シ治安警備ノ後據テラシムルモノトス

5

通信連絡等ニ必要ナル部隊等ハ關係部隊又ハ司令部等ノ復員完結迄之ヲ復員セサルモノトス

6

輸送關係部隊ハ軍需品ノ處理ノ進捗ニ應シ逐次復員スルモノトス

第五條

軍管區司令官師管區司令官ノ治安警備ニ關スル職責ハ別ニ示ス時期迄仍從前ノ規定ニ據ルモノトス

第六條

復員部隊ハ輸送ノ混亂防止及途中ノ給與等ヲ考慮シ成ルヘク編成地歸還後復員部隊ハ携行スル兵器ノミスルモノトシ已ムヲ得サルモノハ當該部隊ノ現所屬最高指揮官ニ於テ適宜之ヲ現地ニ變更スルコトヲ得

前項編成地歸還後復員完結スル部隊ニ在リテハ其ノ復員業務ハ成ルヘク現地ニ

於テ之ヲ實施スルモノトシ編成地到着後速ニ復員完結スルモノトス

又現地ニ於テ除隊歸休除隊ヲ含ム以下同シ召集解除又ハ豫備役編入スルヲ適當

ト認ムル者ハ適宜之ヲ解散セシムルコトヲ得

第七條

復員部隊ノ人員ノ處理ニ關シ特ニ定ムルモノ左ノ如シ

0329

0330

- 1 現役將校 特別志願ヨリ現役ニ採用セラレタル者ヲ含ム ニ在リテハ別ニ示ス時期迄全員適宜ノ部隊ニ命課ノ上殘置スルモノトス但シ特ニ必要ト認ムル者ニ付テハ所管長官竝之ト同等以上ノ權アル長官ハ昭和二十年陸密第二二五九號陸軍武官命課配屬規定第五條ノ人員 中佐以下ノ參謀ヲ含ムノ豫備役編入ヲ行フコトヲ得
- 2 陸軍文官(同待遇者)ニ在リテハ辭令ヲ用フルコトナク退官(退職)セシメラレタルモノトス
- 3 前二號以外ノ者ハ所屬部隊復員ト共ニ除隊(召集解除)豫備役編入(解職)(雇)備セシメラレタル(セシムル)モノトス
- 4 陸軍部外ノ官廳等ヨリ從軍中ノ文官以下ニ在リテハ成ルヘク速ニ從軍ヲ解除シ原所屬廳等ニ復歸セシムルモノトス
- 5 内地ニ在ル兵站病院野戰病院等ノ入院患者ハ成ルヘク速ニ最寄陸軍病院ニ轉送(轉屬)スルモノトス
- 6 陸軍病院以外ノ部隊 第四條第2號ノ部隊ヲ除クニ服務シアル現役軍醫藥劑齒科醫衛生各將校、衛生下士官及看護婦ハ之ヲ當該地域ヲ管轄スル軍管區司令官 陸軍大臣、參謀總長、教育總監、航空總軍司令官 兼轄スル軍管區司令官ト協議シ實施スルモノトスノ定ムル所ニ據リ最寄陸軍病院ニ轉屬スルモノトス

0331

8AB 3TBs
設置 設置

トシ之ニ伴ヒ編制定員(増加配屬人員ヲ含ム)ニ過剩ト爲レル人員ハ先ツ召集者ヨリ逐次召集解除又ハ豫備役編入セシムルモノトス

7 陸軍監獄ニ於テ行刑中ノ軍人軍屬其ノ他陸軍監獄令第一條第一項第一號記載ノ者ハ速ニ除隊召集解除豫備役編入又ハ解職(雇傭)等其ノ身分ヲ喪失セシムルノ手續ヲ採ルモノトス

8 陸軍大臣、教育總監、下學校ニ分遣中ノ下士官、兵中學校所在地ノ軍管區内ノ部隊ヨリノ分遣者ハ當該學校ニ轉屬スルモノトシ其ノ他ノ者ハ所屬學校復員ニ伴ヒ原所屬部隊長ニ於テ除隊召集解除豫備役編入セラレタルモノトシテ歸郷セシメ其ノ旨原所屬部隊長ニ通報スルモノトス

陸軍

原所屬部隊長ハ前項ノ通報ヲ受領セハ除隊召集解除豫備役編入シタルモノトシテ處理スルモノトス

0332
0333

PAD 3TB
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

トシ之ニ伴ヒ編制定員増加配屬人員ヲ含ムニ過剩ト爲レル人員ハ先ツ召集者

トシ之ニ伴ヒ編制定員増加配屬人員ヲ含ムニ過剩ト爲レル人員ハ先ツ召集者

トシ之ニ伴ヒ編制定員増加配屬人員ヲ含ムニ過剩ト爲レル人員ハ先ツ召集者

トシ之ニ伴ヒ編制定員増加配屬人員ヲ含ムニ過剩ト爲レル人員ハ先ツ召集者

トシ之ニ伴ヒ編制定員増加配屬人員ヲ含ムニ過剩ト爲レル人員ハ先ツ召集者

トシ之ニ伴ヒ編制定員増加配屬人員ヲ含ムニ過剩ト爲レル人員ハ先ツ召集者

復歸セシムルモノトス

第八條 復歸部隊ノ人員中從來ノ經緯ノ説明、殘務整理、物品監視等ニ必要ナル者ハ

前條ニ拘ラス復員管理官ノ定ムル所ニ據リ一時適宜ノ部隊ノ定員外トシテ殘置

シ部隊ノ狀況ヲ明ナラシムルノ措置ヲ講シ置クモノトス之カ爲作戰部隊中獨立

混成旅團司令部 之ニ準スルモノ及航空部隊ニ在
リテハ航空地區司令部ヲ含ム 以上ノ司令部及學校本部ハ其ノ將校ノ大部

ヲ殘置スルモノトス

第九條 復員部隊ノ留守(補充)業務擔任部隊ハ復員部隊ノ恩賞、慰恤等留守業務ノ爲

師管區司令官 師管區部隊以外ノモノニ
在リテハ之ニ準スル者 及之ト同等以上ノ權アル長官ノ定ムル所ニ據リ所

0332
0333

要ノ人員ヲ其ノ編制定員ニ拘ラス最寄聯隊區司令部ニ轉屬

第十條

朝鮮ニ本籍ヲ有スル兵ハ別ニ示ス時期迄復員管理官

教育總監ニ在リテハ隸下學校所在地ヲ管轄スル軍管區司令部ト協議ノ上軍管區司令部

宜ノ部隊ノ定員外ト爲シ置クモノトス但シ内地ニ居住ヲ希望シ就職ノ確實ナル者ハ除隊召集解除豫備役編入ヲ爲スコトヲ得

第十一條

第四條第2號ノ部隊ニ在リテモ左ノ各號ノ該當者ハ當該部隊ノ復員時

期ニ拘ラス爲シ得レハ之ヲ除隊召集解除又ハ豫備役編入若ハ從軍解除セシムルコトヲ得

1 農業従事者中特ニ必要ナル者

2 交通通信關係者

3 鑛山(特ニ石炭)従事者

5 作業廳及補給廠等ノ兵、工員等ニシテ復員管理官ニ於テ特ニ定ムル者

前項ニ據リ分遣兵ヲ除隊召集解除豫備役編入スル場合ニ於ケル處理ニ關シテハ

第七條第8號ニ據ルモノトス

6 其ノ他復員管理官ノ特ニ適當ト認ムル者

0334

0335

要ノ人員ヲ其ノ編制定員ニ拘ラス最寄聯隊區司令部ニ轉屬スルモノトス

第十條 朝鮮ニ本籍ヲ有スル兵ハ其ノ本籍ニ在リテモ左ノ各號ノ該當者ハ當該部隊ノ復員時

宜ノ部隊ノ定員外ト爲シ置クモノトス但シ内地ニ居住ヲ希望シ就職ノ確實ナル者ハ除隊召集解除豫備役編入ヲ爲スコトヲ得

第十一條 第四條第2號ノ部隊ニ在リテモ左ノ各號ノ該當者ハ當該部隊ノ復員時期ニ拘ラス爲シ得レハ之ヲ除隊召集解除又ハ豫備役編入若ハ從軍解除セシムルコトヲ得

- 1 農業従事者中特ニ必要ナル者
- 2 交通通信關係者
- 3 鑛山(特ニ石炭)従事者
- 4 他官廳等ヨリノ從軍文官以下

第十二條 復員管理官ハ部隊保管馬ノ處理ニ關シ左ニ據ルモノトス

- 1 部隊保管馬及雜役馬ハ適宜地方廳ヲ通シ民間ニ拂下クルモノトシ已ムヲ得サレハ無償交付スルコトヲ得
- 2 前號ノ馬匹ニ對シテハ所要ノ馬具、輜重車輛、管理資材、蹄鐵、蹄釘、馬糞等ヲ附ス

0334

0335

ルモノトス

3 軍貸付馬及預託幼駒ハ其ノ管区内民間ニ地方廳ヲ通シ拂下クルモノトシ已ムヲ得サレハ無償交付スルコトヲ得

第十三條 復員部隊ノ管理シアル軍犬軍鳩ハ成ルヘク地方關係機關ヲ通シ民間ニ拂下又ハ無償交付スルモノトス

第十四條 復員部隊ノ有スル軍需品ノ處理ニ關シテハ昭和二十年陸機密第三六三號ニ規定スル所ニ據ルノ外左ニ據ルモノトス

軍需品ハ復員管理官ノ定ムル所ニ據リ其ノ品目員數等ヲ明ニシタル上交通ノ便ヲ考慮シ概ネ部隊成ルヘク聯隊及之ニ準スル部隊トス所在地毎ニ集積シ置クモノトシ特ニ現狀ヲ保持スルニ努メ散逸隱匿破壊ヲ嚴ニ戒ムルモノトス但シ衛生材料(作戦集積及常續用ヲ含ム)ハ最寄陸軍病院ニ保管轉換スルモノトス又復員部隊ノ軍需品中特ニ必要ナルモノニ限り復員管理官ニ於テ當該地域ヲ管轄スル軍管區司令官ト協議ノ上其ノ隸下部隊等ニ之カ保管ヲ依託スルコトヲ得

前項ニ據リ軍需品ヲ集積シタルトキハ復員管理官ノ定ムル所ニ據リ所要ノ人員ヲ以テ警備セシムルモノトシ自動車類等ニ在リテハ所要ノ取扱人員ヲモ殘置ス

前項殘置人員ニシテ其ノ軍需品ヲ所在地軍管區司令官ニ引繼キタル場合ニ在リ
テハ復員管理官ハ當該軍管區司令官ト協議ノ上之ヲ適宜ノ部隊ニ轉屬スルコト
ヲ得

軍

前項處理ニ伴ヒ部隊ニ殘存スル被服ハ前條第二第三項ニ據リ處理スルモノトス

第十六條 土地建造物ノ處理ニ關シテハ昭和二十年陸機密第三六三號ニ規定スル

所ニ據ルモノトス

第十七條 復員部隊ニ保管シアル共有品ハ復員管理官ニ於テ地方機關ニ拂下又ハ

無償交付スルモノトス

復員部隊ニ保管シアル共有金使用殘額ハ臨時軍事費歲入(科目雜收入雜入)ニ納入

スルモノトス

第十八條 復員部隊ノ保管シ又ハ貸與ヲ受ケアル機祕密書類ハ其ノ要度ニ應シ復

員完結迄ニ逐次之ヲ處理スルモノトス

第十九條 戰時名簿、考科表等ハ死歿者ニシテ留守業務處理ノ終了セサルモノヲ除

キ燒却スルモノトシ兵籍、文官名簿ハ悉皆之ヲ本籍地聯隊區司令部ニ於テ確實ニ

保管シ置クモノトス之カ爲現ニ部隊ニ保管シアル兵籍、文官名簿ハ速ニ之ヲ本籍

0337

0338

ルモノトス

第十五條 復員部隊復員ニ伴フ諸給與ニ關シテハ昭和二十年陸密第五七二九號ニ據リ處理スルモノトス

前項處理ニ伴ヒ部隊ニ殘存スル被服ハ前條第二、第三項ニ據リ處理スルモノトス
第十六條 土地建造物ノ處理ニ關シテハ昭和二十年陸機密第三六三號ニ規定スル所ニ據ルモノトス

第十七條 復員部隊ニ保管シアル共有品ハ復員管理官ニ於テ地方機關ニ拂下又ハ無償交付スルモノトス

復員部隊ニ保管シアル共有金使用殘額ハ臨時軍事費歳入(科目雜收入、雜入)ニ納入スルモノトス

第十八條 復員部隊ノ保管シ又ハ貸與ヲ受ケアル機祕書類ハ其ノ要度ニ應シ復員完結迄ニ逐次之ヲ處理スルモノトス

第十九條 戰時名簿、考科表等ハ死歿者ニシテ留守業務處理ノ終了セサルモノヲ除キ燒却スルモノトシ兵籍、文官名簿ハ悉皆之ヲ本籍地聯隊區司令部ニ於テ確實ニ保管シ置クモノトス之カ爲現ニ部隊ニ保管シアル兵籍、文官名簿ハ速ニ之ヲ本籍

地聯隊區司令部ニ送付スルモノトス

功績名簿ハ死歿者及生存者中殊勳功績ヲ有スルモノハ燒却スルコトナク速ニ從來通り進達シ其ノ他ニ在リテハ燒却スルモノトス

第二十條 復員部隊ニ屬スル軍人、軍屬ノ留守業務ハ別ニ指示スル所ニ據リ處理スルモノトス

第二十一條 陸軍動員計畫令細則ノ規定スル復員ニ伴フ諸報告ハ左ノ各號ノ外之ヲ要セサルモノ

1 復員部隊ノ

2 第八條ニ據ル殘置人員ノ階級別人員數並所屬

3 第七條第6號ニ據ル轉屬後ノ將校職員名簿

4 第十四條ニ據ル軍需品集積地及其ノ品目、員數ノ概數及同條第三項ニ據ル殘置人員ノ職階級別人員數並所屬ニ

第二十二條 復員部隊ハ其ノ完結前復員管理官ノ定ムル所ニ據リ復員式ヲ行フモノトス

第二十三條 復員部隊ノ輸送ハ左ニ據ルモノトス

五

陸

軍

0339
0340

地聯隊區司令部ニ送付スルモノトス

功績名簿ハ死歿者及生存者中殊勳功績ヲ有スルモノハ燒却スルコトナク速ニ從來通り進達シ其ノ他ニ在リテハ燒却スルモノトス

第二十條 復員部隊ニ屬スル軍人軍屬ノ留守業務ハ別ニ指示スル所ニ據リ處理スルモノトス

第二十一條 陸軍動員計畫令細則ノ規定スル復員ニ伴フ諸報告ハ左ノ各號ノ外之ヲ要セサルモノトス

1 復員部隊ノ復員完結豫定日

2 號ニ據リ特ニ殘置シタル部隊及人員數

3 第七條第6號ニ據ル轉屬後ノ將校職員名簿

4 第十四條ニ據ル軍需品集積地及其ノ品目員數ノ概數及同條第三項ニ據ル殘置人員ノ職階級別人員數並所屬ニ

第二十二條 復員部隊ハ其ノ完結前復員管理官ノ定ムル所ニ據リ復員式ヲ行フモノトス

第二十三條 復員部隊ノ輸送ハ左ニ據ルモノトス

五

陸

軍

0339
0340

- 1 復員輸送ハ現駐地ヨリ編成地迄ノ歸還輸送並復員後ノ輸送ニ區分シ内地鐵道司令官之ヲ計畫處理スルモノトス但シ復員後ノ輸送ニ於ケル計畫輸送ノ範圍ハ復員地ヨリ各人ノ歸還地所管師管區司令部(復員地ト同一軍管區内ニ在ルモノヲ除ク)所在地迄トシ左ノ復員後ノ輸送ニ關シテハ單獨旅行トス
 - (イ) 當該軍管區内限リノ輸送(復員地及歸還地同一軍管區内ニ在ル場合トス)
 - (ロ) 前項師管區司令部所在地ヨリ各人ノ歸還地ニ到ル輸送
 - (ハ) 一般ニ百名以内ノ輸送
 - 右單獨旅行ハ適宜ノ列車ニ便乗セシムルモノトシ之カ列車ノ増發等ニ關シテハ内地鐵道司令官適宜斡旋スルモノトス
 - 2 師團長及之ト同等以上ノ權アル長官ハ前號内地鐵道司令官ノ計畫スヘキ輸送ニ關シ隸下指揮下部隊ノ輸送請求ヲ速ニ内地鐵道司令官及關係地區鐵道司令官ニ提出スルモノトス
- 右輸送請求ニハ特ニ左ノ事項ヲ明ニシ其ノ速達ヲ期スルモノトス
- (1) 部隊名
 - (2) 出發地及到着地別輸送人員但シ到着地ハ復員後ノ輸送ニ在リテハ各人ノ

0341

歸還地所管師管區司令部所在地トス

(3) 出發可能日時

3 各方面軍(軍管區)司令官及内地鐵道司令官ハ相互協議ノ上當該軍管區内ニ在ル部隊ノ輸送順序ヲ定ムルモノトシ内地鐵道司令官ハ左ノ期日内ニ輸送ノ大部ヲ終了スル如ク計畫處理スルモノトス

(イ) 西部軍管區内ニ在ル部隊 概ネ三十日

(ロ) 其ノ他ノ軍管區内ニ在ル部隊 概ネ二十日

右各部隊毎ノ輸送第一日ハ方面軍(軍管區)司令官内地鐵道司令官協議決定スルモノトシ概ネ右期間内ニ成ルヘク平均輸送スルモノトス

4 方面軍(軍管區)司令官ハ内地鐵道司令官ト密ニ連繫シ管内主要驛ニ於ケル乘車統制ニ任シ各乘車驛ニ於ケル混亂防止ニ努ムルモノトシ且復員後ノ輸送ニ在リテハ特ニ各部隊ヲシテ確實ナル輸送指揮官(概ネ中隊長以上)ヲ附シ整齊タル輸送實施ニ遺憾ナカラシムルモノトス

5 本輸送途中ニ於ケル給養ハ各部隊毎ニ之ヲ實施スルモノトシ乘車ノ際所要ノ糧秣特ニ乾パン類ヲ携行セシムルモノトス但シ湯茶ノ補給ハ内地鐵道司令

0342

官之ヲ擔任スルモノトス

6 本輸送ハ各人毎ニ復ト朱書セル公務運賃割引證又ハ下士官兵旅客運賃割引證ヲ以テ輸送證票トシ之カ運賃ハ陸軍省ヨリ一括運輸省ニ支拂フモノトス
前項割引證ノ輸送區間ハ内地鐵道司令官ノ計畫スルモノト否トニ拘ラス現駐地ヨリ各人ノ歸還地迄ヲ記入スルモノトシ最終到着驛ニ於テ當該驛長ニ之ヲ提出スルモノトス

附則

一 除隊、召集解除、豫備役編入等セル者ニ對シテハ所屬部隊長ニ於テ適宜ノ證明書ヲ交付スルモノトス

0343